

総社市総社吉備路文化館条例施行規則をここに公布する。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第13号

総社市総社吉備路文化館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市総社吉備路文化館条例（平成25年総社市条例第6号）第19条の規定に基づき、同条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 文化館に館長及びその他必要な職員を置く。

(職務)

第3条 館長は、施設を維持管理し、文化館で行われる文化活動の支援を行うものとする。

2 その他の職員は、上司の指示に従い、その事務を処理する。

(専決事項)

第4条 館長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 文化館の利用に関すること。

(2) 自主事業の企画、実施に関すること。

(使用許可申請等)

第5条 条例第9条第1項の規定により、市長の許可を受けなければならない施設は、展示室とする。

2 展示室を使用しようとする者は、使用しようとする日前の1箇月以上6箇月以内の間に、総社吉備路文化館使用申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるものについては、この限りでない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

総社吉備路文化館使用許可申請書

年 月 日

総社市長 様

〒 -

申請者 住 所 _____
 個人又は団体名 _____
 代 表 者 _____
 使用責任者 _____
 使用責任者連絡先(電話) - - _____

次のとおり吉備路文化館を使用したいので許可願います。

展示会等の名称					
展示会等の内容					作品点数 約 点
使用期間 (準備,片付を含む)	年 月 日 ()	時 分から	年 月 日 ()	時 分まで	
展示期間	初 日	年 月 日 ()	時 分から		
	中 日	9 時 ~ 17 時まで			
	最終日	年 月 日 ()	時 分まで		
準備及び片付	準 備	年 月 日 ()	時 分から	年 月 日 ()	時 分まで
	片 付	年 月 日 ()	時 分から	年 月 日 ()	時 分まで

施設使用料 有料・減免	市民である者 500 円/日 × 日 = 円	その他の者 1,000 円/日 × 日 = 円
----------------	---------------------------	----------------------------

※ 広報・催し物案内等に掲載を希望される場合は、2箇月前までに提出してください。
 (紙面の都合により、掲載できないことがありますのであらかじめご承諾ください。)

受付年月日	使用許可	納付書処理欄
年 月 日	許可・不許可 年 月 日	領収年月日 年 月 日